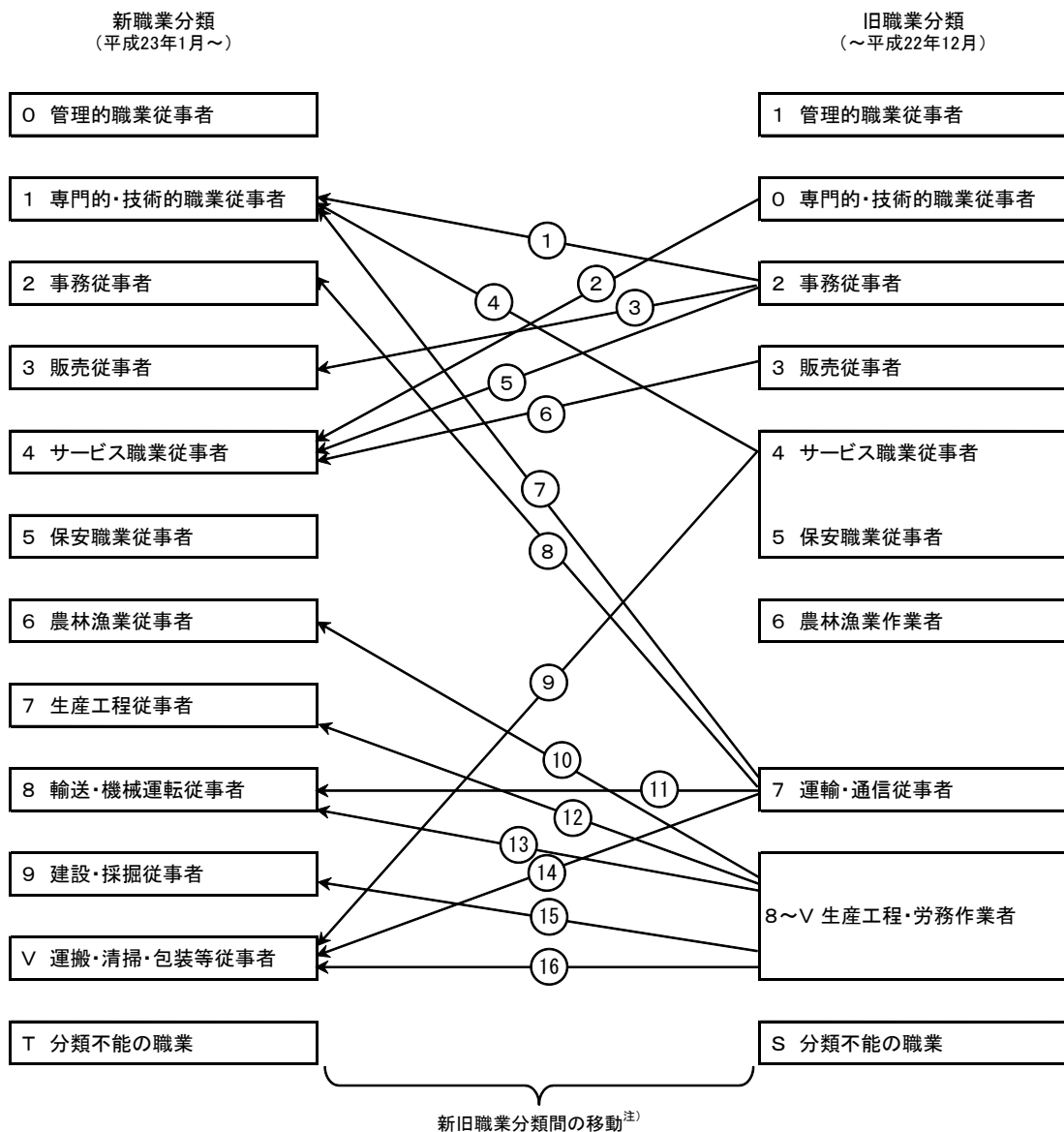


# 付 10 労働力調査の結果表章における職業分類の改定について

労働力調査では、日本標準職業分類に基づく職業別の結果表章を行っている。「日本標準職業分類（平成21年12月統計基準設定）」は、法令に基づく統計基準として職業に関する分類を初めて設定されたものであるが、その内容は、昭和35年3月に定めて以来、順次改定を重ねてきた日本標準職業分類の内容を基礎としたものであり、通算すると今回で5回目の改定に当たる。これに伴い、労働力調査では平成23年1月結果から、改定された分類による結果表章を開始した。今回の改定では、産業分類又は商品分類的な視点からの独立、社会経済情勢の変化への対応などの観点から、分類項目の廃止、新設、統合を行い、全面的に見直しが行われている。このため、過去の分類による結果とは時系列比較ができないので、利用の際には注意を要する。なお、結果の利用・分析の便に資するため、平成21年及び22年の2年間について、新分類による遡及集計を行った。

労働力調査における職業分類（大分類）新旧対応図  
（日本標準職業分類平成21年12月改定による）



注) 職業分類間の移動については、新旧で異なる大分類に移動したものと新たに設定した大分類に移動したものを記載した。

- ①事務用機器操作員の一部(速記者、タイピストなどの一部) [0万人]
- ②保健医療従事者及び社会福祉専門職業従事者の一部 [32万人]
- ③一般事務従事者の一部(会計事務員の一部) [50万人]
- ④その他のサービス職業従事者の一部(ヘッドハンター) [0万人]
- ⑤一般事務従事者の一部(フロント(ホテル)) [9万人]
- ⑥商品販売従事者の一部 [13万人]
- ⑦通信従事者の一部(通信技術者など) [3万人]
- ⑧通信従事者の一部(電話交換手) [2万人]
- ⑨家庭生活支援サービス職業従事者の一部(ハウスクリーニング職) [1万人]
- ⑩定置機関・機械及び建設機械運転作業員・その他の労務作業員の一部 [2万人]
- ⑪鉄道運転従事者、自動車運転者、船舶・航空機運転従事者、その他の運輸従事者 [185万人]
- ⑫生産工程・労務作業員の一部 [904万人]
- ⑬定置機関・機械及び建設機械運転作業員・電気作業員・採掘作業員の一部 [39万人]
- ⑭通信従事者の一部(郵便・電報外務員) [14万人]
- ⑮金属加工作業員・電気作業員・採掘作業員の一部、建設作業員 [307万人]
- ⑯運搬労務作業員、その他の製造・制作作業員及びその他の労務作業員の一部 [397万人]

[ ]内は分類変更に伴い移動するとみられる就業者数(平成22年1月分について試算)。